

自動継続自由金利型定期預金〈M型〉（スーパー定期）複利型規定

1.（自動継続）

- （1）この預金は、証書表面（または、通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金〈M型〉（スーパー定期）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書表面（または、通帳）記載の利率（継続後の預金については上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（または、通帳）とともに提出してください。
- （2）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- （3）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第4条第3項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- 6ヶ月未満
解約日における普通預金の利率
- 6ヶ月以上1年未満
預入日のスーパー定期6ヶ月もの約定利率+ α
- 1年以上2年未満
預入日のスーパー定期1年もの約定利率+ α
- 2年以上3年未満
預入日のスーパー定期2年もの約定利率+ α

※預入金額300万円未満の場合にはスーパー定期の約定利率、預入金額300万円以上の場合にはスーパー定期300の約定利率を適用します。
※期日前約定利率（+ α ）は預入日時点で当行により決定致します。

②預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- 6ヶ月未満
解約日における普通預金の利率
- 6ヶ月以上1年未満
預入日のスーパー定期6ヶ月もの約定利率+ α
- 1年以上2年未満
預入日のスーパー定期1年もの約定利率+ α
- 2年以上3年未満
預入日のスーパー定期2年もの約定利率+ α
- 3年以上4年未満
預入日のスーパー定期3年もの約定利率+ α
- 4年以上5年未満
預入日のスーパー定期4年もの約定利率+ α

※預入金額300万円未満の場合にはスーパー定期の約定利率、預入金額300万円以上の場合にはスーパー定期300の約定利率を適用します。
※期日前約定利率（+ α ）は預入日時点で当行により決定致します。

- （4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

3.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第4条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4.（預金の解約、書替継続）

- （1）この預金を解約または書替継続するときは、証書（または、通帳）と当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- （2）前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- （3）第1項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E.その他前各号に準ずる行為

5. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書（または、通帳）と当行所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。
また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

6. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りります。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りります。）
 - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について本項第1号から第3号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
- (5) 積立式定期預金規定にもとづく他の預金について本項第1号から第3号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
- (6) 定期預金規定（共通規定）にもとづく他の預金について本項第1号から第3号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

7. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①前条に掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日
（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
 - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由（前条において「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - (b) 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りります。
 - ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
当該支払停止が解除された日
 - ④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
当該手続が終了した日

以 上

(平成30年1月1日現在)